

港湾環境整備負担金の趣旨

港湾環境整備負担金制度とは、港湾管理者が港湾の環境整備・保全のために実施する工事の費用の一部（1/2を限度とする。）を、臨港地区に立地する敷地面積1万平方メートル以上の事業者から徴収しようとするもので、昭和48年7月の港湾法（昭和25年法律第218号）の一部改正により、この制度が設けられたものです。

本市においては、昭和55年3月31日条例第13号により制定された川崎市港湾環境整備負担金条例により実施し、現在に至っております。

* 港湾環境整備負担金制度の仕組み

工事完了後、翌年度に負担対象事業者からの徴収事務を行う。

	陸 域 の 工 事		水 域 の 工 事	
	建設改良工事	維持工事	建設改良工事	維持工事
負担対象工事	1 港湾環境整備施設 （緑地、広場、海浜 植栽、休憩所等） 2 港湾公害防止施設 （緩衝緑地等）	1 左記の施設の維持	1 港湾公害防止施設 （汚濁水の浄化のため の導水措置等）	1 左記の施設の維持 2 漂流物の除去清掃 （海面清掃、沈没船 除去） 3 汚泥等の排除処理 （公害汚泥浚渫等） 4 汚濁水の浄化
負担区域	臨港地区（陸域） （事業場設置予定区域* を含む）	臨港地区（陸域）	臨港地区（陸域）及び 臨港地区（水域）	臨港地区（陸域）及び 臨港地区（水域）
負担対象事業者	1 <u>工事完了日に負担区域内において工場・事業場の敷地面積の合計が1万㎡以上の者</u> 2 <u>工事完了日後10年間に負担区域内において工場・事業場の敷地面積の合計が1万㎡以上の者</u>	左記の1のみ	1 <u>工事完了日に負担区域内において工場・事業場の敷地面積の合計が1万㎡以上の者</u> 2 <u>工事完了日後10年間に負担区域内において工場・事業場の敷地面積の合計が1万㎡以上の者</u>	左記の1のみ

※ 事業場設置予定区域とは、工事完了日に事業活動が行われていないため事業場とみなされないが、今後10年間に事業が開始され負担対象事業となる予定の区域。

* 港湾環境整備負担金の計算式

【陸域の建設改良工事】

対象事業者の負担区域内の事業場の敷地面積

$$\text{事業費} \times \text{負担割合} \times \frac{\text{対象事業者の負担区域内の事業場の敷地面積}}{\text{工事完了日の負担区域内の事業場の敷地面積の合計面積} + \text{工事完了日の負担区域内の事業場の設置予定面積}}$$

【陸域の建設改良工事以外の工事】

対象事業者の負担区域内の事業場の敷地面積

$$\text{事業費} \times \text{負担割合} \times \frac{\text{対象事業者の負担区域内の事業場の敷地面積}}{\text{工事完了日の負担区域内の事業場の敷地面積の合計面積}}$$

工事種類別徴収単価比較表

(㎡単価)

徴収年度 工事の種類	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
港湾緑地建設工事	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
港湾緑地維持補修 工事	1.23	1.28	1.93	2.82	1.54	1.49	2.48	1.24	1.39	1.49	1.31	1.38	1.18	1.63	1.49	1.20
漂流物除去工事	1.44	1.39	1.45	1.47	1.52	1.56	1.44	1.46	1.77	1.33	1.45	1.51	1.35	1.39	1.46	1.39
合計	2.67	2.67	3.38	4.29	3.06	3.05	3.92	2.70	3.16	2.82	2.76	2.89	2.53	3.02	2.95	2.59

遡及徴収について

川崎市港湾環境整備負担金条例第3条は、港湾環境整備負担金の負担対象事業者について次のとおり定めています。

- ア 当該の港湾工事が完了した日に現に負担区域内において10,000㎡以上の事業場を有する事業者。
- イ 当該の港湾工事が完了した日後10年間に、負担区域内において10,000㎡以上の事業場を有することとなった事業者（ただし、建設工事費のみ）

上記「ア」の規定により、毎年3月31日現在において10,000㎡以上の事業場を有する事業者の皆さんに工事費の負担をお願いしているところです。

しかし、緑地のように長期にわたってその価値が存続するものについて、その工事が行われた年に存在する事業者のみに負担を求めることは公平を欠くことから、工事の行われた後に立地する事業者にも負担を求めることとされました。

上記「イ」の規定によりその期間は10年とされ、工事の行われた日後10年間に10,000㎡以上の事業場を有することとなった事業者の皆さんから遡及徴収という形で負担していただいています。

なお、このことは建設のための費用についてであり、維持のための費用については遡及せず、また、負担の軽減を図るために1年経過するごとに5%を減額しております。

負担金軽減措置について

(減免手続) 当局から港湾環境整備負担金決定通知書と減免申請書を送付するので、下記の1、2に該当する場合は、減免申請書にその旨を記載し、適宜必要な書類を添付して、当局にご提出いただきます。

軽減措置 (条例第10条及び規則第10条)

1. 負担対象事業者の事業場敷地面積の中に占める緑地等の面積が5%に達している場合、**陸地の工事関係の負担額**についてその割合分減額する。

$$\text{軽減額} = \text{負担決定額} \times \frac{\text{当該事業者の緑地等の面積の合計}}{\text{当該事業者の事業場敷地面積の合計}}$$

(例)

会社名	事業場敷地面積 (A)	負担決定額 (B)		緑地面積 (C)	軽減額 (D) = (B) × (C) / (A)	納入額 (B) - (D)
A社	10,000 m ²	緑地建設工事	40,000 円	1,000 m ²	4,000 円	36,000 円
		緑地維持工事	10,000 円		1,000 円	9,000 円
		計	50,000 円		5,000 円	45,000 円

2. 公益社団法人川崎清港会に加入し会費(1口500円/月)を支払っている場合、**水域の工事関係の負担額**について当該工事が実施された年度に支払われた会費分を減額する。

ただし、減額にあたっては負担決定額をもって限度とする。

(例)

会社名	負担決定額 (A)	清港会費 (B)	軽減額 (C)	納入額 (A) - (C)
B社	漂流物除去工事 30,000 円	6,000 円	6,000 円	24,000 円
C社	漂流物除去工事 20,000 円	25,000 円	20,000 円	0 円